様式２

宣誓・同意書

　奈井江町町内事業者等事業継続緊急支援金（以下「町内事業者等事業継続緊急支援金」という。）申請・給付要領（以下「要領」という。）第８条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から13　までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに町に町内事業者等事業継続緊急支援金を返還します。

１　給付要件を満たしていること。

２　要領第６条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等及び第７条の申請特例の内容に虚偽のないこと。

３　暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること。

|  |
| --- |
| 暴力団排除に関する誓約事項　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、奈井江町の町内事業者等事業継続緊急支援金の給付の申請から、町内事業者等事業継続緊急支援金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。記１　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者２　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者３　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者４　事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 |

４　町内事業者等事業継続緊急支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

５　次の書類を電磁的記録等により５年間保存すること。

・要領で定める確定申告書、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳

・請求書等の原材料・資材等の単価を確認できる書類

６　町の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること。

７　町が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。

８　無資格受給(申請が給付要件を満たさないにもかかわらず事業継続緊急支援金を受給することをいう。)又は不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない事業継続緊急支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、町内事業者等事業継続緊急支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

９　提出した基本情報等が町内事業者等事業継続緊急支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び町内事業者等事業継続緊急支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために町が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。

10　業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること。

11　新北海道スタイルの取組を実践していること。

12　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、北海道等）の求めに応じて町が情報を提供することに同意すること。

13　奈井江町の担当者が町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道使用料の納付状況について、申請者の情報を閲覧することに同意すること。

14　要領に従うこと。

令和　年　月　日

奈井江町長　三本　英司　様

所在地

名称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※本人が署名した場合は、押印不要です。